

体罰実態調査（アンケート）について

令和元年 10 月 28 日

総合教育会議資料

1 調査の目的

本年 4 月に発生した尼崎市立尼崎高等学校における体罰事案を受け、市内の市立全学校園（児童ホーム及びこどもクラブを含む）及び保育所における体罰や暴言その他不適切な指導の実態（以下「体罰等」という。）を速やかに調査し、それぞれの対策を講じるとともに、今後の体罰等が根絶された教育・保育環境づくりのために活かしていくもの。

2 調査の対象等

すべての尼崎市立学校園及び保育所の教職員・児童及び生徒・保護者に対し、「体罰等を行った又は受けたことがあるか」及び「それらを見聞きしたことがあるか」等について、アンケート形式で実施。

（各アンケート様式は参考資料 1 のとおり）

3 調査時期

令和元年 5 月 24 日以降順次実施（参考資料 2 の実施状況のとおり）

4 調査結果

(1) 体罰等の申告件数等

2 ページの一覧表のとおり

(2) 申告のあった体罰等の主な内容

3 ページ以降に記載のとおり

なお、本資料にて公表する調査結果は、アンケートに記載のあった件数及び主な内容をまとめたものであり、今後の調査により体罰等として認定されるもの又は認定されないもの（適切な指導の範囲と認められるもの）すべてが含まれている。

5 今後の対応方針について

体罰等の疑いのある記載内容については、教育委員会やこども青少年局が、教職員や管理職への事情聴取等を順次実施しているところである（事案によっては、今後児童生徒や保護者等に直接事情を確認することも想定している。）。

これらの調査内容について、国が示した基準（参考資料 3 のとおり）等に照らし合わせながら体罰等に当たるのかどうか判断し、それらが認められた場合は、それぞれの事案の程度や状況に応じ、本市懲戒基準等に基づく対処又は教職員への指導・注意喚起を行う。また、被害を受けた児童や生徒に対するケアや再発予防のための取り組み等、組織をあげての適切な対応を行う。（なお、高校及び幼稚園については一定の調査を完了し、明らかな体罰と認められる事案は確認できなかった。（先の市尼高校処分事案を除く。））

また本情報については、現在設置している「体罰根絶に向けた有識者会議」にも提供する中で、本市における体罰の根絶に向けた調査分析や各種提言のための資料として活用する。